

## 第一百九回 参議院法務委員会議録第八号

昭和六十二年九月十八日(金曜日)

午前十時開会

## 委員の異動

九月十七日

辞任

斎藤十朗君

矢田部理君

宮本顯治君

添田増太郎君

千葉景子君

神谷信之助君

杉山令鑑君

平井卓志君

千葉景子君

補欠選任  
添田増太郎君  
千葉景子君  
神谷信之助君

杉元恒雄君

二木秀夫君

矢田部理君

三木忠雄君

鈴木省吾君

守住有信君

猪熊重二君

橋本敦君

下稻葉耕吉君

杉元恒雄君

添田増太郎君

中西一郎君

林健太郎君

林道君

二木秀夫君

吉川芳男君

千葉景子君

矢田部理君

安永英雄君

神谷信之助君

出席者は左のとおり。

委員長 理事 委員

西川潔君

國務大臣 法務大臣 遠藤要君

法務大臣官房長 法務省刑事局長 法務省人國管理

根來泰周君 岡村泰孝君 小林俊二君

事務局側 常任委員会専門員 員会長

片岡定彦君 片岡定彦君

事務官 警察庁警備局外事課長 法務大臣官房審議官

佐藤勲平君 佐藤勲平君

法務省入国管理局登録課長 黒木忠正君

本日の会議に付した案件

○外国人登録法の一部を改正する法律案(第百八回国会内閣提出、第百九回国会衆議院送付)

○治安維持法等による犠牲者に対する国家賠償に関する請願(第一二号外一八件)

○非嫡出子の相続差別廃止に関する請願(第四四四号外一件)

○刑事施設法案反対に関する請願(第五五三号外一九件)

○中國からの帰国者等の国籍問題に関する請願(第八四四号)

○下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案反対等に関する請願(第一一〇七号外六五件)

○外国人登録法の抜本的改正に関する請願(第一三三七号外三八件)

○獄中医療と居房環境の改善に関する請願(第一六二一号外四件)

○前橋刑務所の医療改善、職員の人権教育に関する請願(第一六二一号外四件)

○前橋刑務所の医療改善、職員の人権教育に関する請願(第一六二一号外四件)

○前橋刑務所の医療改善、職員の人権教育に関する請願(第一六二一号外四件)

○前橋刑務所の医療改善、職員の人権教育に関する請願(第一六二一号外四件)

○前橋刑務所の医療改善、職員の人権教育に関する請願(第一六二一号外四件)

る請願(第一〇四二号)

○外国人登録法の改正案反対、抜本的改正実現に

関する請願(第一〇九〇号)

○継続調査要求に関する件

は、指紋の採取につきましていわば身体の自由あるいは個人の尊嚴、こういう問題があらうかと思ひます。また国際人権規約、B規約の七条、これは品位を傷つける取り扱いの禁止という条項でござりますけれども、こういう点からも一体、指紋の採取というのは問題がないんだろうか、疑問が生ずるわけです。

また、もう一点大きな問題として、採取された指紋の利用、指紋とともにいろいろな情報が結びついているわけでございますけれども、この管理につきまして、自分の自己情報を自己管理する利益、いわばプライバシーの権利とも言えるかと思いますけれども、こういう問題点があるんじゃないかと思います。

またさらに、日本国民と外国人という意味では平等原則、外国人だから指紋を採取する、これが合理的な何か区別になるのかどうか、こういう問題点もあるうかと思います。

こういう多々問題があるんですけれども、その中で一つプライバシーの問題といたしまして、採取された指紋が一体どう管理され、そして目的外などに使用されている疑いがないのかどうか、この辺についてお聞きしたいと思ひます。

まず、現状といいますか、現在の管理あるいはこの指紋がほかの目的に使われていないかどうか、このあたりの実態をお聞きしたいと思ひます。

まず第一点でございますが、外国人登録法の重要な柱でございます指紋押捺制度、これにつきましては私も全廃を求めているところでござりますけれども、この指紋押捺制度が存続するといたしましても、これについては憲法上からも極めて重要な問題点があるうかと思ひます。そういう意味では憲法に違反する疑いもあるのではないか、私はこう考えてゐるわけです。

幾つかの問題点がございますけれども、一つ

場合には、その指紋の部分は紙で遮へいたしまして、それでコピーをとつて送る。すなわち、原票に書かれたいろいろの事項については提供するけれども、指紋の部分は他機関に提供しないという原則的な取り扱いをしております。

○千葉景子君 今、取り扱いの実態をお聞きした  
り扱いでやつております。

に思うんですけども、外登法におきましては、これまで一貫してプライバシー保護のための措置、規定といいますか、こういうものは設けられておりませんし、どうも余り検討されたとか問題になつたような様子がございません。この点についてはこれまでそういう措置をしなければいけない、あるいはそういう規定を設けなければいけない、そういうことは論議されたり検討されたりしたこととはございませんか。

と申しますのは、その法文上と申しますか、法の趣旨からいたしまして、指紋というものが外国人の居住関係、身分関係の正確性を維持する手段であって、居住関係、身分関係そのものではないわけでござりますから、したがつてその指紋をそうした手段以外の用途に供するということは法の趣旨からしてもあり得ないということをございま

紋といふものに限つてその目的以外に供せられることがないということを担保するということについて今まで具体的な提案あるいは提議となつたことはないということござります。

○千葉景子君 その点は目的からしてそういう解釈にならうかと思うんですけれども、例えばこれはアメリカ合衆国の法律でござりますけれども、られた方から指紋をとっているようございます。移民国籍法という法律がござります。これは永住目的、いわゆる移民の方から指紋をとる制度、限られた方から指紋をとっているようございますけれども、この移民国籍法というものの中にも、日本文に訳せば、「この第II編の規定によつて作成されたすべての登録、ならびに指紋の記録は機密であつて、法務長官が指定する者、又は機関のみに利用は限られる」というようなことで、指紋をとるにしてもその指紋の情報といふのは機密扱いにするんだというような規定が設けられていいに利用は限られる」ということをもござります。

また、この外登法の指紋とは若干異なりますけれども、例えは住民基本台帳法ですね、これにおきましても三十六条で、「住民に関する記録の保護」というようなことも記載されております。こいう意味ではプライバシーの保護、そして目的以外に使われないということを今もやつていらっしゃる。これは当然のことと思ひますけれども、それであればむしろ明文にこういうことをうたわれて、疑問が呈せられないようになさった方がよりベターではないかというふうに私は思ひますが、その点はいかがでしようか。

○政府委員(小林俊二君) 立法政策上の問題としてそういう規定を設けることは検討の余地がないということではないと存じますけれども、今日まで私どもの処理してきたこの関連事項に関する限りにおきましては、その点について疑問が生じたということをございませんし、また現在までそういう規定がないために私どもがとつてしまいまして方針の維持について非常に困難を感じられたといふこともございませんので、現在までその点に

○千葉景子君 その点は目的からしてそういう解釈にならうかと思うんですけれども、例えばこれにはアメリカ合衆国の法律でございますけれども、移民国籍法という法律がござります。これは永住目的、いわゆる移民の方から指紋をとる制度、限られた方から指紋をとっているようございますけれども、この移民国籍法というものの中にも、日本文に訳せば、「この第II編の規定によつて作成されたすべての登録ならびに指紋の記録は機密であつて、法務長官が指定する者、又は機関のみに利用は限られる」というようなことで、指紋をとるにしてもその指紋の情報というのは機密扱いにするんだというような規定が設けられていいことはないということをございます。

れとも、例えば住民基本台帳法でござる。これおおきましても三十六条で、「住民に関する記録の保護」というようなことも記載されております。こういう意味ではプライバシーの保護、そして目的以外に使われないということを今もやっていらっしゃる。これは当然のことだと思いますけれども、それであればむしろ明文にこういうことをうたわれて、疑問が呈せられないようになさった方がよりベターではないかというふうに私は思います。が、その点はいかがでしょうか。

ついての法文化ということとは考えたことがないわけでございます。しかしながら、一つの御意見として念頭に置くということは適当かと存じます。

○千葉景子君 意見として承っていただきだけではなくて、ぜひ検討の対象に、この法案も見直しをなさりたいということとも御答弁いただいているようでございますので、そういう際にほかの諸外国の法律あるいは我が国のさまざまな他の立法例、こういうものを参考に、あるいは比較検討されまして、こういうものの導入につきましてもぜひ前向きに考えていただきたいというふうに思いますが、この点については法務大臣はいかがですか。

○國務大臣(遠藤要君) ただいま入管局長からお答え申し上げたとおりで、指紋制度というのは登録の正確さを保持するためだということで、それ以外の一般犯罪捜査等に利用はさせない、しないというような原則で今日まで進んでおり、そのような点から方針は今後も変わらないと。今先生から改めて明文を規定してはどうかという御意見がございましたが、今まで検討の余地もない、これは他に利用しない、させないという方針を立ておったわけでございますけれども、先生からせつかりそないうふうな御意見が出ておりますので、一つの検討課題として私は考えておきたい、こう思っております。

○千葉景子君 ゼひよろしくお願ひをしたいといふふうに思っています。

それでは次に、登録証明書の交付につきまして規定をされています第五条にかかる問題について若干お尋ねをしたいというふうに思つております。

○登録法の第五条一項というのは、窓口で登録証明書の交付につきまして即日交付、その場で交付ということが記載しております。これが原則であらうかと思いますが、その点は間違いございませんでしょうか。

○政府委員(小林俊二君) 現在の条文のあり方はそういうことでござります。

についての法文化ということとは考えたことがないわけでございます。しかしながら、一つの御意見として念頭に置くということは適当かと存じます。  
○千葉景子君 意見として承っていただきだけではなくて、ぜひ検討の対象に、この法案も見直しをなさりたいということも御答弁いただいているようでございますので、そういう際にほかの諸外国の法律あるいは我が国のさまざまなものとの立法例、こういうものを参考に、あるいは比較検討されまして、こういうものの導入につきましてはぜひ前向きに考えていただきたいというふうに思いますが、この点については法務大臣はいかがですか。

○國務大臣(遠藤要君) ただいま入管局長からお答え申し上げたとおりで、指紋制度というのは登録の正確さを保持するためだということで、それ以外の一般犯罪捜査等に利用はさせない、しないというような原則で今日まで進んでおり、そのような点から方針は今後も変わらないと。今先生から改めて明文を規定してはどうかという御意見がございましたが、今まででは検討の余地もない、これは他に利用しない、させないという方針を立ておったわけでございますけれども、先生からせつからくそういうふうな御意見が出ておりますので、一つの検討課題として私は考えておきたい、こう思っております。

○千葉景子君 ゼひよろしくお願ひをしたいといふふうに思います。

それでは次に、登録証明書の交付につきまして

ただ、実態的には現在の登録証明書の形式、材質、態様を前提としておりますので、登録証明書のカード化ということを前提とする法改正が御納得いただける場合におきましては、当然技術的にこれに伴う実態的な変化が生ずるわけでござります。そうしますと、この第五条二項の「事務上やむを得ない理由」というのが一般的になるということになるわけでございまして、そういう点から実態的には即日交付ということが事実上不可能になるのは一般的でございます。したがって、それが実際に原則になる、即日交付が例外的になるということは法文の規定ではなくて、法文の規定に基づいてこれから行わるようとしている実態の反映ということでございますけれども、そういうことになるとというわけでございます。

○千葉景子君 今のお話ですと、法文上ではなくて実態上といいますか、そういうことでこの一項と二項が逆転をする、原則と例外が逆さまになるというような事態になるんだというようなお話をござります。そうなりますと、一体この第五条の一項というのはどういうケースが考えられるわけでしょうか。

○政府委員(小林俊二君) 第五条一項そのものは、別段登録証明書交付の時点について規定はございませんで、これは申請に応じて登録証明書を作成し、申請をした者に交付すると書いてあるだけでございます。したがって、第五条一項だけについて申し上げれば、そこに即日交付が原則になつて、いわゆる二週間の期間まで解釈としては申しがないのではないかと存じます。

ただ、第二項がございますために、そこに「事務上やむを得ない理由」ということがあるため、そこから類推して即日交付が原則であるよくな解釈が生じ得るわけでござりますけれども、の「事務上やむを得ない理由」というものが機械的な理由、技術的な理由で一般的になるということなどを考えておりますけれども、日を置いて交付するということが実態的に原則になるということです。

ござります。したがつて、第五条全体を通して見れば、即日交付が原則であつて、それ以外は例外であるということを明示してあるということころまでは言いがたいと存じます。そのため、あえて今回の技術的な態様の変化、修正ということにして、第五条の修正ということは行わなかつたわけじつでございます。

カード化に伴う一連の作業についての規定は、御承知のように「当分の間」というふるな文言も使用していますとおり、未来永劫そういうことで続けるのだということは必ずしもございません。

昨日の答弁においてお詫び申し上げましたとおり、例えれば地方自治体側の考え方方が変わらなければ、外国人人口の多い市区町村においては調製機械を備えつける。したがって、地方によってばらつきが生じても差し支えないというのが地方自治体側の考え方ということになれば、その全部を地方入管局で作成する、調製するという現在の予定している方式を変更いたしまして、そういう大きな市区町村については調製機械を備えつけるということのも考えられないではないわけでございます。そうなれば、その市区町村については現在のよう即日交付ということが行われるようになる可能性もあるということでございます。

○千葉景子君 今のお話をお聞きしますと、五条  
というものは第二項があるので、そこから今度は反  
対に戻つてくれば第一項は即日交付を意味するん  
だというようなお話をさせます。

ところで、実態も、今は別に二項の例外を使つてゐるわけではありませんで、第五条一項の原則に基づいて即日に交付されているという実態でございまして、その点は間違ひございませんか。

○政府委員(小林俊二君) 先ほど申し上げました  
ように、五条一項は必ずしも即日交付というこ  
とを、時点という観点から明記してあるわけではござ  
いません。そこには作成の期間あるいは交付の  
時点ということが明示してあるわけではございま

せんので、先生の御指摘のような即日交付という原則が類推されるとすれば、それは五条一項の規定ぶりから初めて出てくる問題でございます。現にそういう原則で行われていること 자체は事実でござります。でございますけれども、それが技術的な理由による修正の結果、即日交付が例外となる、あるいは時間置いて交付することが原則になつていくという事実が存するということは事実でございます。

ただ、そこまで第五条全体としてその変化に伴つた修正を要するほど時点についての明示がないと私どもは考えたので、あえて五条一項、二項の修正は行わなかつたということをございます。

○千葉景子君 そうなりますと、今現在でも、例えば市町村の長でございますけれども、窓口になりますわね、実際には、そこでは即日交付を何らかの理由によってやらなくてよいということになりますようか。とりわけ一項に「やむを得ない理由」というようなことがござりますね。そういう理由ばかりではなくて、今のお話からいきますと別に原則として即日じやなくともいいんだということになりますが、そうすると窓口ではできるだけ何度も手間暇をかけないようにサービスでといいますか、現在はそれを配慮して即日交付をしている、そう解するわけですか。

○政府委員(小林俊二君) 結論的にはそのとおりであろうと申し上げることはできると思います。

ただ、あえて二度手間を必要とするということが望ましくないことは当然でございますから、したがつて、例えば勤務時間の締め切り間際に申請されたような場合に、その現場で調製する暇がないということで翌日おいでいただくというようなこともあり得るかと思いますけれども、原則としてその日のうちに作成して交付することが本人のためにはもちろん、事務所の方にとりましても便宜であることは当然でございますから、即日に交付するということで現在までも一般的には行われております。ただ、やむを得ないそいつた事情がある場合には、交付期間指定書を交付して改

○千葉景子君 そうなんですね。実態としては、原則として即日に交付する。まれに、例えば転居して同一の市町村内に登録原票がないというようなケースとか、本当にこれは例外的なわけですね。

○千葉景子君 そういうふうな指導はいたしておりません。そういう措置をとるということについて法文上問題があるというような指導はいたしておりません。

終わればそこでお帰りいただいてよろしい、ということで、あとは受領のみということでございますから、作成作業の間待機するという必要はなくなります。大変高価な機械が必要だということで、すぐには自治体そのものに導入される可能性も少ないと、まして、そしてこれまでお話があつたように、する結果にはならないかと存じております。

○千葉景子君 今回のこの附則がつくことにより

ですから、現在は一回で登録手続が済んでいい。今回それに対しても附則がつけられまして、附則の九項というところで入管局での作成といふことが可能になつてきたわけですねけれども、こうなりますと、登録する方は、せっかくこれまで行けば済んでいたところが一度手間になる、一度入管局でも登録の事務が行えるとした本の趣旨はどこにあるんでしょうか。

○政府委員(小林俊二君) それは、今回の改正によって登録証明書が運転免許証とほとんど同様のカード式のものに変えられる、あるいは変えることによって登録者の負担がふえるではないか、多かれ少なかれふえるではないかということはござりますけれども、一つには登録証明書がカード化されることによって取り扱いが便宜になるという利点もあるわけでございますし、また負担を多少なりとも軽減するために、受領については現在のようないうな申請人本人ではなくてもよろしい、代理人で結構であるという規定を改めて設けたわけでござります。

さらにまた、きのうも少し申し上げたことでござりますけれども、現在の方式におきましては、現に申請に出頭された申請人が登録証明書が作成しますが、今回の改正法が施行されると、その作成をお待ちになる必要はない。単に申請手続が

うようなことです。そうすると、この五条の一項というのはほとんど意味がないといいますか、今まで五条一項から類推して一項が即日交付ということになるし、それが実態的にも行われてきた、しかしながら、即日交付といいういわば原則的なことがもう意味がなくなってしまうということになりますよね。その点はいかがですか。

○政府委員(小林俊二君) 先ほども申し上げましたように、五条一項ということ自体は、これは申請に応じて作成をし交付すると書いてあるだけでございまして、即日交付ということを原則にしているわけではありません。ただ、それは事の実態上当然その方が事務所にとっても本人にとっても便宜でございますからそういうことになつております。そしてそれができない場合には日を改りまして、そしてそれができましたのはそこで交付することもあり得べしということが第二項に書いてあるということでございます。したがつて、そういう観點から申し上げれば、現在まで即日交付ということが可能でございましたのはその登録証明書の態様、材質あるいはその形式に基づくものでございまして、それを変更した結果即日交付が実際上難しくなつてきたということです。さりますので、法の精神、法文の規定の趣旨そのものに違背する変更が加えられてこようとしているというところまでお考えいただく必要はないのではないかと存します。

○千葉景子君 これまで窓口では即日交付ということで、今解釈でいくとサービスのような形になりますけれども、やってきている。今後これが不可能になつてしまふと、窓口では、即日がこれ

まで原則だつたじやないか、だから即日に交付してほしんだというようなトラブルも起これりかねないわけです。で、この五条につきましても、例外はありますけれども、そこからひっくり返れば、やはり一項で実態としては即日というのが大数だったわけですから、そうなりますと、ここでトラブルも起きかねない。こういう意味では、この五条と附則の九項これはもう少し整合性をつけて、そして例えば附則ではなくて本文できちっとそういう点を明示して整合性を保たせるべきではないかというふうに思ふんです。附則などで何かどこについているのかわからぬものでしょうか。そういう考え方はこれからそれないものでしょか。

○説明員(佐藤勲平君) 申し上げます。

今委員御指摘の附則九項は、「地方入管管理局の長は、当分の間」「求めに応じて処理するものとする」。というように定めておりまして、「当分の間」というのはやはり恒久的なものではないといふ趣旨が法文上明確になつておるのだと理解しております。そして、その恒久的なものではないといふのは、これまで入管局長なりがいろいろ申し上げたところによるものであります。そのような恒久的でないということが、この本体と申しますが、本則の方に書かれているのは、非常に大きい言い方をしますけれども、我が國の法体系、立法の形としてはちょっとないんではないかといふふうに思います。そのためこの五条と附則九項というものが離れておるというふうな結果になるんじゃないかと思いますし、また、離れてはおりませんけれども、附則それ自体はこの本体と常に一体になっておるわけござりますので、それをあわせて御理解いただくのがよろしいのではないかと思います。

○千葉景子君 それはあわせて理解しなきゃ到底できないわけですからあわせて理解をいたしますけれども、そういう意味ではこの九項の「当分の

間」は、附則の方がむしろ優先して、全部に機械が備わつたらまた五条に戻ってくるというような非常にわかりにくい条文の配置といいますかといふふうになつてあると思うのですね。これは将来一体どつちへまとめられるというふうにお考えですか。

○政府委員(小林俊二君) 今審議官からお答え申

し上げましたように、本来即日交付ができるような状況が望ましい、これは事務処理にとつても望ましいし、申請者にとっても望ましいのは当然のこととございます。したがって、そうしたことが困難な場合は地方入管局の方で取りまとめて調製し、送付するということをございまして、そうした仕組みというものはそうしたことを必要とする状況が存在する間の暫定的な取り扱いなんだといふことを明示するために附則に回したわけでございまして、原則は、望ましいのはあくまでその場で申請者に作成して交付するということをございますから、そういうことが可能になる状況が将来出てくるればこの附則は必要なくなつていくわけでござります。したがって、どちらがその本体であつてどちらが変則であるかということを明示するために本文と附則という書き分けをしたというところでござります。

○千葉景子君 それでは、本体といいますか即日

に交付できるということがやはり望ましい、そしていていきたいというお考えでしたらば、今後ラミネート化におきましても、高い機械だそうですけれどもそれを各自治体などで備えたい、あるいはむしろ法務省の方でも積極的に備えることができるような財政的な措置とかそういうものを積極的に講じていただけますか。

○政府委員(小林俊二君) これも昨日申し上げたことでござりますけれども、三千数百の窓口に一斉にこれを備えつけるということは予見し得る限

な市区町村の窓口のみ備えつけるということであり支えないというふうになつていった場合に、そこから窓口の配備が始まるということであろうかと存じます。その点について法務省としては別段何も問題にする点はない。むしろ、そういう方向でいくならばそうちとした考え方に対応した予算措置の確保に努めるということでございます。

○千葉景子君 現在、この法案に基づいて、自治体の方でこれも話が出ているようですがけれども、私のところでは別に差し支えない自分で自分の自治体でやるということであれば、それはそのとおりで構わないわけですね。

○政府委員(小林俊二君) 私の方でやるということとが各自治体の方でばらばらに予算措置を講じてということであればこれは余り好ましいことではございません。したがって、予算措置はあくまで中央で国の予算として確保いたしまして、そしてそういう方向に話がまとまつていかなければならぬといふことですので、自治体全般の配備を希望する一定外国人人口以上を擁する窓口に、あるいは市区町村に備えつけるという方向になつていこうかと思います。ただこれは自治体全般にかかることでございますので自治体全般の考え方方がそういうべきが生じてもいいというふうに踏み切られるということが前提となるうかと思います。

○千葉景子君 どうもそこがわからないんですけどね、法務省のお考えは、即日交付が望ましい、そしてその方に行ければ行った方がいいんだとおっしゃるわけですよ。そして各自治体というのはあるわけですね。そして各自治体といふのがあるわけで、ぜひとも住民の方には不便をかけたくない、自分のところで予算を講じて即日交付できるようにしようじゃないかと。これ何で法務省が統一でなければいけないとかということをおっしゃるのか、そこが全くわからないわけですから。

昨日も、地方行政委員会の質疑の中でも非常に地方自治に反するような御意見が出ているわけですね。これは例えれば地方の議会から今回意見書と

か要望書が大変多く出されているけれども、それは在日外国人の意見をそのまま反映しているのだから行政目的ないし行政上の必要の措置を欠いているということでストレートに受け入れることはできないというような御発言をされている。しかし、自治体というものはそこに住んでいる者の意見を反映するというのがこれはもう逆に言えば職務なわけです。地方自治法の九十九条でも住民の意見を各行政長に申し述べることができるというようことも出している。だから自治体の自主性といふものの尊重していくべきだと思います。

○政府委員(小林俊二君) 法務省側で統一でなければならないということを申し上げていてくださいましては、法務省はそこまでいや統一でなければいけないとということをおっしゃる必要はないと思ふんですが、どうですか、法務大臣。

○政府委員(小林俊二君) 法務省側で統一でなければなりません。地方自治体側のあり方につきましては、私どもいたしましてはその中間の監督指導機関である都道府県を通じて自治体の考え方をいふものの取りまとめていたしておるわけございます。したがつて、都道府県側の意見といふことはございません。地方自治体側のあり方につきましては、私どもいたしましてはその中間の監督指導機関である都道府県を通じて自治体の考え方をいふものの取りまとめていたしておるわけございます。したがつて、都道府県側の意見といふものは各都道府県に属する市区町村の意見を吸収してその上で取りまとめて形成されてきているものでございまして、したがつて都道府県側の意見が先ほど申し上げましたように全部に配備するかあるいは全然配備しないどちらかにしてほしいということである間は現在の予定されている状況が続くことにならうと思しますけれども、都道府県側の意見が各都道府県の中でばらつきが出ても差し支えないから外国人人口の多いところには機械を、装置を配備してほしいということになつていただけます。

○千葉景子君 今回の法案についても自治体といいますか県知事などからも反対の意見が出たと、法務省自身が何か方針にこだわるということはございません。

受けとめられてこの法改正をなされたかというのもわからないわけですね、今自治体といつても県単位でまとめてとうとうなことをおしゃいますけれども。そういう意味では法務省が非常に上から統一的に各自治体の意思を無視して今回の法案改正を強行していると見受けられてもこれは仕方がないんじゃないかというふうに思うわけです。

今後省令の制定などもございますね。そういう際はまた窓口あるいは自治体に関連する実際の事務を取り扱うのは自治体なわけですから、そうなりますと自治体の意向、意見というものを尊重するあるいはそこでの納得を得られるということが不可欠だと思うんですね。とりわけ窓口で仕事をしている人たちが混乱をするというようなことがありますがあつてはならないわけです。そういう意味では今後省令を策定するなどに当たって、各自治体いろいろな窓口に携わっている者の意見、こういうものを取り入れてぜひやつていただきたいと思いますが、その点はいかがでしょうか。

○政府委員(小林俊一君) 登録事務は国の機関委任事務でございますから、実際にその処理に当たりますのは都道府県を通じた指導のもとで市区町村の窓口でございます。したがつて、市区町村の窓口の関係の方々との密接な連絡協議ということは不可欠でございまして、仰せられるまでもなく今日まで入国管理局としては都道府県との連絡協議あるいは市区町村との連絡協議、さらには実際の事務に携わる職員の研修といったような機会が定例的に毎年設けられております。そしてした機会を通じて地方の意見も聞き、また中間監督機関である都道府県の意見も聞いて今までその事務的な処理に当たつてきました。それで、今後この改正法の御承認をいただいて施行の段階に至りますまでに、さらにその施行に伴う、実施に伴う細かい問題について協議を行なう場面というものは当然数多く予定しているわけでございます。

○千葉景子君 これまでどうもその点が、協議をしていると言つたつてあれだけ反対の決議なんか

出るわけですから本当に協議しているのかどうかもわからぬわけですね、今自治体といつても県単位でまとめてとうとうなことをおしゃいますけれども、それなりますと自治体の慣習等を尊重するあるいは登録の切りかえあるいは変更登録にかかる時間も短くなるので急ぎますけれども、それまで登録の切りかえあるいは変更登録にかかる時間を短くして、うつかりしていって遅くなつちやつたというような場合があるわけです。我々だって自分のことを考えれば、何か登録をしたり届けをするのに時期をおくれてしまうということはだれにだつてある常識的なことなわけですね。

ところが、うつかりして忘れたにもかかわらずすぐ処罰をされてしまったというケースが出来ている。そういうことについて、今後、私は法務省の方でもう少し慎重な態度になり基準というものをつくつていただきたいというふうに思うんですね。最近も姫路あるいは神戸の方ですか、一定の期間うつかりして忘れていたらば五万円の罰金に処せられたというようなケースも出ているわけですね。そういう意味では今後もこういうことがあらざり得ないわけではない。

それから、各自治体などではある程度期間が経過してもそれは告発しないようによつていうような基準もつくられているようなんですかけれども、こううつかりして忘れたよなことについて、何か法務省で基準をつくるとか、指導要綱をつくるとか、そういうことをなさる予定はございませんか。

○政府委員(小林俊一君) 重要なことは、外国人登録制度が適正、円滑に実施されるということをございまして、登録法の目的は、再々申し上げておりますとおり、その罰則を適用する、処罰をするということです。そこで、私どもも行政の実施に当たりまして時間が迫つてしまひましたので、あと一点だけ

が生じたときに直ちに機械的にこれに罰則を適用する、そのための告発を求めるということは実態に照らして適切ではございませんので、そうした面での指導もいたしております。この指導はもう既にこの登録制度発足以来、昭和二十二年を起点にすれば四十年、あるいは登録法を起点にすれば二十七年から三十数年を経ておりまして、その間の経験も積み重ねられております。そうした経験を通じて、各地方で取り扱いにばらつきが生じないように指導は行っておるところでございま

す。なお、その指導の内容についてさらに詳しい御説明の方から説明を、お話をさせることにいたします。

○千葉景子君 ちょっと細かいあれはできませんけれども、各自治体などでも、これは法務省の指導があるんじゃないかと思うんです。登録変更の場合などですと大体三十日以内ぐらいいならいいだらうとか、ほぼ共通した基準をつくつてあるようですので、むしろこれをさらに緩和して、そしてこういう実態、自治体でつくつてある基準を尊重しながら、ぜひ一律のはつきりした基準づくり、そしてそれを通達なりそういうことで出していただくということをやつていただきたいんですけども、それははつきりやるというふうに言つていただけませんか。

○説明員(黒木忠正君) 告発の問題につきましては、この委員会においても再三法務省の指導ぶりについて御質疑があるわけでございますが、告発のものは刑訴法に基づく義務でございまして、これが機関委任事務という形で行なっておりますが、告発は公務員の義務であるという注意は市町村に対して行なうということは、これを機関委任事務という形で行なっておりますが、そこで、私どもも行政の実施に当たりましては、うつかりしたミスと故意による法違反というものを峻別してこれに対応する方針をとつてゐるところは申し上げるまでもございません。したがつて、单なるうつかりミスによってある程度以内の法違反が生ずる、特にただいま御指摘になつたの申請延滞でござりますけれども、そういう状況

が生じたときに直ちに機械的にこれに罰則を適用する、そのための告発を求めるということは実態に照らして適切ではございませんので、それを具体的に紙に書いてこの場合は告発を要しないというふうなものを指示することはなかなか難しいというふうに考えております。

○千葉景子君 ゼヒ、自治体の従来の慣習等を尊重して、紙に書けなければ紙に書かずともこういふ範囲ではその処罰の必要性はないんだというよ

うなことを徹底をしていただきたいというふうに思ひます。また、できれば催告をするとか登録がえの時期になりましたら通知ぐらいはする。これは行政でサービスとしてやつてあるところもあるようですが、こういうことも法務省が率先してやつていただきたい。今後入管局が関与するというようなこともござりますから、法務省も黙つて見ているという立場ではございませんので、そういうことを徹底していただきたいというふうに思ひます。

時間が迫つてしまひましたので、あと一点だけちょっとお伺いさせていただきたいというふうに思ひます。

改正後、指紋を転写することになりますですね。この転写については一番鮮明なものというお話をされども、下手をすると不鮮明であるといふことでもともとやつておつた回転指紋、ここまでさかのぼつてしまふ可能性があるんですが、これでは昔のお化けがまた出てくるようなものでし

て、そこまでさかのぼることはないというふうに思ひお願いしたいと思うんですが、その点はいかがでしょうか。

○政府委員(小林俊一君) この問題は、実際の事例によりましては回転指紋しかない場合もあるわけござりますね。要するに、前回の切りかえのときが回転指紋を廃止した時点に非常に近い場合は、この改正法が施行されまして、それから五年をたつて二回目以降の切りかえということになつた場合に、保存されているその指紋は回転指紋しかないという場合が当然あるわけござりますから、その鮮明度いかんにかかわらずそれを使う以

外に方法がないということも当然生ずるわけでござりますから、それを使わないとなると、改めて指紋を押していただかなければならぬということになるわけでございます。したがつて、それが非常に困るということになりますと、何とか処置を考えなくてはならないということになるわけでございます。

それで、一方、回転指紋の場合にはその押された指紋の面積が非常に大きゅうございまして、それを予定しておりますカードの指紋欄からはみ出してしまいますますので、その回転指紋を使うといたしましても、実際に転写によってそのカードに表示されるのはその指紋の欄の内側におさまるように処理をする必要があるわけでございますから、必然的にその部分というの今までそこに保管されていた回転指紋の一部にならざるを得ないわけでございまして、結果的には平面指紋と大差がないということになると存じております。

ただ、そこで一つ問題になるのは、いやしかし私は前に押捺した回転指紋を使われるのは嫌だと、新しい方式による平面指紋を使ってほしいと、だから私は押しますよ、もう一遍改めて、と言われたときに一体どうするかという問題は生じ得ると思いますので、そのときにどう対応するかということはこれから考えていかなくちゃいかぬなどというふうに思っております。あるいは、形式的にその市區町村長が改めて押捺を求めた形をとつて平面指紋を押していただくという便法をも考えていかなくてはいかぬかなというようなことを話し合つておるんですけれども、ただそなりますと、それかこつけて強制的に押させるに至るんぢやないかといふような御懸念も生じ得ると思いますので、そうしたことからならないようにならないように、何とかその辺は考えていただきたいふうに現在思つておるところでござります。

○千葉景子君 今の局長のお答え、余りにも実態

いただいているのかどうか、もうちょっと疑問に思つんですね。私は新しい指紋を押したいからそういう方にははどういう、それはもう例外の話であります。したがつて、それは置いておいて、例外に回転指紋しかなければなりませんから、それはもう例外の話であります。

それで、それは置いておいて、例外に回転指紋しかねないとかいうことではなくて、ごく普通の話を私はしているのでして、原則として回転指紋ではない、取り扱いが異なる時点からの指紋を使うんだ、そこのところを私は聞いているんです。例外のところじやなくて原則を。まず回転指紋は使わないというふうにしていただけませんか。

○政府委員(小林俊二君) 鮮明度において非常に問題が生ずるといふことでなければ、一番最近に押捺されている平面指紋を使用するのが望ましいといった指導は可能であろうと思ひます。

○千葉景子君 時間が来ましたので、終わります。

○委員長(三木忠雄君) 委員の異動について御報告いたします。

本日、千葉景子君が委員を辞任され、その補欠として矢田部理君が選任されました。

○猪熊重二君 登録証明書の携帯、提示義務に関する若干お伺いしたいと思います。本日、千葉景子君が委員を辞任され、その補欠として矢田部理君が選任されました。

○猪熊重二君 登録証明書の携帯、提示義務について御報告いたします。私は前に押捺した回転指紋を使われるのは嫌だと、新しい方式による平面指紋を使ってほしいと、だから私は押しますよ、もう一遍改めて、と言われたときに一体どうするかという問題は生じ得ると思いますので、そのときにどう対応するかということはこれから考えていかなくちゃいかぬなどというふうに思つておる。あるいは、形式的にその市區町村長が改めて押捺を求めた形をとつて平面指紋を押していただくという便法をも考えていかなくてはいかぬかなというようなことを話し合つておるんですけれども、ただそなりますと、それかこつけて強制的に押させるに至るんぢやないかといふような御懸念も生じ得ると思いますので、そうしたことからならないようにならないように、何とかその辺は考えておきたいふうに現在思つておるところでござります。

○千葉景子君 本当に今回の問題についてよく御理解

た弾力的な運用がいけないというようなことじやございませんで、そういうふうにやつていただきたいたい。しかし、それ以上に法規自体の中に携帯義務に関する何がしの内在的な制約があるんじやないとかいうことではなくて、ごく普通の話を私はしているのでして、原則として回転指紋ではな

いと申しますのは、携帯義務といつても、登録証

明書を持っているか持つていて、携帯義務といふから見えませんので、これが現実に法律上の問題になるのは、提示義務によって提示を命ぜられ

たときに持つていて、持つていてないか、こういう問題になるわけです。そうすると、携帯義務といふのは提示義務と非常に密接に関係している、あ

るいは提示義務があるから携帯義務があるようないいのかということ 자체が判別しないんですか

ら、意味がないことにもなる、このような観点から少し質問したいんです。

○猪熊重二君 そのような「職務の執行に當たり」ということで権限が規定されているけれども、提示を求めるという行為自体、提示を求める

行為についての具体的な職務の執行方法について

はこの条項は何らか明らかにしているとお考えで

いらっしゃるか。

○政府委員(小林俊二君) そのとおりでございま

す。

○猪熊重二君 そのような「職務の執行に當たり」ということで権限が規定されているけれども、提示を求めるという行為自体、提示を求める

行為についての具体的な職務の執行方法について

はこの条項は何らか明らかにしているとお考えで

いらっしゃるか。

○政府委員(小林俊二君) 職務の執行方法といふ御質問の意味は必ずしも明確に理解いたしません

でしたけれども、職務の内容によってその態様はかなり異なつてくることと存じます。しかしながら、それぞれのここに掲げてございますような職

員の職務の内容といふものは法定してござります。

○猪熊重二君 もう少し具体的に申し上げます

と、この条項によつて職務を執行するに当たりさ

えすればどのような方法でも提示を求めることが

できる、あるいは提示を求める場合には具体的に

例えば、捜索し取り調べしてその上で提示を求

めることができると、いふうな職務執行の方法に

ついてまで規定しているのか。そうぢやなくて單

にこれは職務執行に際し提示を求める権限を有す

るという規定だけであつて、その職務の執行は一

般的な刑事訴訟法であるとか、警察官職務執行

法、あるいは入国警備官の場合だつたら入管法の

規定に基づく職務執行規定、これに基づいて行わ

れたということが確保される必要があるという条件が付されているというふうに解することができます。

○猪熊重二君 そうすると、この規定によると、「その職務を執行するに当たり」ということになりますから、別に職務といふものが前提されておりますから、ある職務が前提されている、その前提となつてある職務を執行するに当たつて提示を求めることがあります。こういうことになるわけですね。

○政府委員(小林俊二君) そのとおりでございました。

「その職務を執行するに当たり」ということになりますから、別に職務といふものが前提されておりますから、ある職務が前提されている、その前提となつてある職務を執行するに当たつて提示を求めることがあります。こういうことになるわけですね。

○猪熊重二君 そのとおりでございました。

「その職務を執行するに当たり」ということになりますから、別に職務といふものが前提されておりますから、ある職務が前提されている、その前提となつてある職務を執行するに当たつて提示を求めることがあります。こういうことになるわけですね。

○政府委員(小林俊二君) そのとおりでございました。

「その職務を執行するに当たり」ということになりますから、別に職務といふものが前提されておりますから、ある職務が前提されている、その前提となつてある職務を執行するに当たつて提示を求めることがあります。こういうことになるわけですね。

されることになるということになるのか、そのどちらであるかということをお伺いしているわけですか。

○説明員(佐藤勲平君) 今申された後の方、すなわち入国警備官で申せば、いわゆる入管法に規定されている入国警備官の職務執行——入管法にその職務執行に関する規定がございますので、その執行するに際して行うということになると理解しております。

○猪熊重二君 それでは具体的にもう少しお伺いしますと、まず警察権限を有する官憲の例示の中の警察官について警察庁にお伺いしたいと思います。

警察官の職務執行、いろいろなものがありますけれども、この提示義務に関連しておよそ考えられるような職務執行——いわゆるは類型的にどんなものがあるとお考えでしょうか。

○説明員(国枝英郎君) 警察官の権限といったましては、例えば警察官職務執行法に定めます職務質問あるいは刑事訴訟法に基づきます犯罪の捜査、道路交通法に基づきます交通の取り締まりあるいは警察法二条を一般的な規定としたします少年補導等がございます。

○猪熊重二君 そのような職務権限が提示義務に関連していると私も考えるわけですが、その中で刑事訴訟法に基づく職務権限の執行に際して、あるいは職務執行に当たっての提示の問題、これは刑事訴訟法の方にいろいろの規定がございますから一応別にしまして、警察官職務執行法に基づく職務執行に当たり提示を求めることができるということに関連してお伺いしたいと思います。

まず、警察官職務執行法によれば職務質問あるいは不審質問とも言われますが、どのような場合にできることになつておりますか。

○説明員(国枝英郎君) 一般的に申し上げますと、異常な状態等犯罪に密接に関連いたします状況下におきまして、警察官が例えれば容疑事実についての疑惑を晴らす、そういうために行うものでございます。

○猪熊重二君 要するに、いわゆる警察官職務執行法に基づく職務質問には、強制処分と任意的な処分と分けた場合にどちらに属しますか。

○説明員(国枝英郎君) 警職法第二条の規定につきましては、ただいま申し上げましたように、犯罪と密接に関連する異常な状況下において特定の者に対して質問するわけでございます。この質問というものは通常の場合相手方の協力に負うところが大でありまして、すなわち相手方の協力的な態度でその職務質問が成功するかどうか、その成否がかかるところかと思います。

ただ、「停止させて質問することができる」という規定がございますが、この「停止させ」といつよう規定につきましては有形力と申しましようか、実力の行使ができるというように解されておりま

すし、判例上もそういうふうに認められております。

○猪熊重二君 きのう関委員の方から質問があつたように、例えばプールで泳いでいたとかあるいはショギングしていたとか、こんなときに登録証明書の提示を求めるというふうなことができる

かできないかということが一番重要なことであるために今私はお伺いしているわけですが、路上であれプールであれショギングしている最中であれ、警察官職務執行法に基づく職務質問によつて質問された。この質問に対して、質問を受けた人は応答せなければならぬ義務があります

ことがあります。

○説明員(国枝英郎君) 警職法第二条の第二項におきまして、特定の場合におきましては警察署等

に同行することを求めることがでけるとなつてお

ります。ただ、ただいま先生の連行というお言葉が相手の意思に反してということであれば、そう

いうことは法律上はできかねるということにならうかと思います。

ただ、一言づけ加えきしていただきたいのですが、さいますけれども、相手側が答弁に応じない、あ

るいは説明しないという場合に、警察官といたし

ましてそれをただ手をこまねいて見ておるという

わけにはいかないのでございまして、やはり説得

して同席いただく、あるいは御協力いただくとい

うような措置をとることにならうかと思います。

○猪熊重二君 この間から私が非常に心外なの

は、物事を任意であるか強制であるかという区分けを明確にしないことなんですね。これが非常に心

外であるし不愉快なんです。

私が今質問したのは、身柄を連行されることに

なりますか、あるいはもつと言えれば、警察官の立

場で身柄を連行できますかと聞いているんです。

したがいまして、質問も通常は氏名あるいは住所、あるいは本籍あるいはその場における理由、行き先等々に及ぶわけでございます。その際に、相手方が外国人である場合に、相手側の答弁を認めする等のために外国人登録証明書の提示を求めるということは当然ございます。

○猪熊重二君 私の質問にきちんと答えてください。私が言っているのは、外国人であるかないかと言われた問い合わせ、あるいは登録証明書を持っていますかと聞いているんです。な

ればないと答えてください。

○説明員(国枝英郎君) いわゆる強要されるといふことはございません。

○猪熊重二君 何もしやべらないということを理由に警察署までちよつと来いとか、派出所までちよつと来いとかということで連行されることはありますか。

○説明員(国枝英郎君) いわゆる所持品検査ができるかということで身体を捜索するわけにはいかぬということで身体を捜索するなど、ということができますか。

○説明員(国枝英郎君) 職務質問の過程におきましては、講学上のいろいろ議論のあるところであろうかと思います。ただ、登録証明書に限って申し上げますと、いわゆる強制的にこれを検査する、あるいは強制的に提示されるということは警職法上では不可能でございます。

○猪熊重二君 それは、いろんな説があるとかどうかなど、いろいろ問題じやなくて、憲法の問題であります。憲法三十五条に何て書いてありますか。

憲法三十五条によれば、何人も所持品について、捜索及び押収を受けることのない権利は保障され

る。ただし、権限を有する司法官憲が発する令状による場合は別だと、こうなっている。権限を有する司法官憲といふのは、一般的には裁判官といふことになつてゐるわけです。裁判所の捜索、押

収は令状によらない限り全然手をつけることはできませんが、いかんじで、いろいろな解釈があるとかどうとかならないんだ。いろんな権利があるとかどうとかなることになつてゐるわけです。

○説明員(国枝英郎君) 持品検査を受けない権利が保障されている。

ですから、どうもあれは白人だから、外国人だ

うから登録証を持つてないかとか

か、ぎのうも申し上げましたけれども、どうもあ

のしゃべり方が朝鮮語なまりがあるから外国人だ

うといふうなことで、登録証を持つているか

調べるわけにはいかない。いかがですか。

○説明員(国枝英郎君) 今、先生御指摘の、この

人は外国人だからという理由だけで外国人登録証

できないんでしよう。いわんや身柄拘束といふふうなことがありますか。

○説明員(国枝英郎君) 強制的な拘束ということ

はございません。

○猪熊重二君 そうだとすれば、先ほどから申し上げているように、登録証明書を持っているかい

なかを聞き、何も答えない、これはあなたが

今おっしゃったように、警察としてこのまま黙つ

ているわけにはいかぬということで身体を捜索するなど、ということができますか。

○説明員(国枝英郎君) 職務質問の過程におきま

して、いわゆる所持品検査ができるかと、ということにつきましては講学上のいろいろ議論のあるところであろうかと思います。ただ、登録証明書に限って申し上げますと、いわゆる強制的にこれを検

査する、あるいは強制的に提示されるということは警職法上では不可能でございます。

○猪熊重二君 それは、いろんな説があるとかどうかなど、いろいろ問題じやなくて、憲法の問題であります。憲法三十五条によれば、何人も所持品について、

検査する、あるいは強制的に提示されるということは警職法上では不可能でございます。

○猪熊重二君 それは、いろいろ議論のあるところ

であります。ただ、登録証明書に限って申し上げますと、いわゆる強制的にこれを検

査する、あるいは強制的に提示されるということは警職法上では不可能でございます。

明書の提示を求めるということはやつております。かねてから御説明申し上げておりますとおり、職務遂行の過程におきまして身分関係あるいは居住関係等の確認が必要な場合に提示を求めておるところでございます。

○猪熊重二君 私がなぜこんなことを申し上げるかといふと、先ほども申し上げたいわゆる刑事訴訟法で犯人として逮捕されるというふうな場合は別にして、何でもない限りは町を歩いていて警察官が職務執行として登録証明書の有無を見るような、検査するようなことはできないということなんですね。このことを明確にしておきたいんであります。提示を求めることができないのだとしたら、携帯しているかしていないかなど意味がないと、さらに先の話で、法的にほとんど意味がないと、こうお考えになりませんか。

○説明員(国枝英郎君) 外国人登録法十三条二項につきましては、警察官等が「その職務の執行に当たり登録証明書の提示を求めた場合には、これ提示しなければならない。」という規定がござります。この「職務の執行に当たり」というのは、警察官の場合は先ほど申し上げましたとおり警職法を初めとする各般の法律を根拠にいたすものでございます。

○猪熊重二君 これも私の質問とは別の答えです。私は、だから一番最初に話したでしよう。警察官の職務の中にいろいろあると。刑事訴訟法上の職務、これはこれで結構というが、それに基づくいろんな強制処分に関連する問題はそれはそれでいいです、それは別のことだと。警察官職務執行法に基づく質問においては、所持しているか所持していないかを明らかにする事はできないんだから、提示を求める、求めないなんといふこともあり得ないし、したがって携帯している、していいなんということはほとんど法的に無意味なことでしようということを申し上げているんです。

○説明員(国枝英郎君) 警職法二条に基づきます職務問につきましては、先ほど申し上げました

ごとく一定の要件のもとに停止させかつ質問することができるわけであります。

質問の中身につきましては、これまた先ほど御答弁いたしましたことく氏名、住所その他もろもろのことを質問するわけでございますが、この過程におきまして外国人の身分関係、居住関係等を明瞭にする必要がある場合には、外国人登録法十三条二項に基づきまして提示要求ができるわけでございます。

○猪熊重二君 それもまた納得できぬ。

私は、一番最初に入管局長にも意見を聞いているわけなんです。十三条二項の規定は職務執行に関する権限規定ではない。職務執行に關する問題は一般法規の問題である。この条項は単に提示を求めるという権限規定だけであって、この権限に基づく職務執行規定じやないということを明確にしてあるわけなんです。

次に、同じような意味で入国警備官の問題についてお伺いします。

入国警備官の場合に、いわゆる令状に基づく押収、捜索だとか、あるいは収容許可状に基づく収容とかそういう強制処分に付隨する場合は同じよう別にして、任意検査に關連しては提示を求める場合にどのような結果になります。

○説明員(佐藤勲平君) まず、提示を求める方の根拠といたしましては、今入管局長が申し上げた入管法六十二条の二の第二項第一号の規定で基本的な権限が定められておりまして、また委員御指摘の二十七、二十八、二十九、三十、この付近の規定に基づいて具体的な職務執行についての根拠が定められているわけでありまして、次に提示を求められた者の、受け取る方の規定といたしますは、先ほどお話をあります外国人登録法十三条二項に、「提示を求めた場合には、これを提示しなければならない。」という規定があります。それに基づいて提示を求められた方は提示義務があるということになるというふうに思いま

る過程において外国人登録証明書の提示を求めるといったようなケースが最も典型的な事例であります。

○猪熊重二君 だからそのような搜索、押収令状に基づくとか収容許可状に基づく場合は別にして、入管法二十七条、二十八条、二十九条、三十条の調査であるとか取り調べであるとか出頭要求ですね。

○説明員(佐藤勲平君) そのとおりでございました。

○猪熊重二君 そうすると、先ほど私が警職法の職務執行の限界というか方法のあり方に關して警察の方に質問したのと同じような意味においてござつた。

このような違反に關連する取り調べ、出頭要求は任意処分であって、それに応ずる義務は相手方には何らないということについてお答えいただきたいたい。

○説明員(佐藤勲平君) まず、提示を求める方の根拠といたしましては、今入管局長が申し上げた入管法六十二条の二の第二項第一号の規定で基本的な権限が定められておりまして、また委員御指摘の二十七、二十八、二十九、三十、この付近の規定に基づいて具体的な職務執行についての根拠が定められているわけでありまして、次に提示を求められた者の、受け取る方の規定といたしますは、先ほどお話をあります外国人登録法十三条二項に、「提示を求めた場合には、これを提示しなければならない。」という規定があります。それに基づいて提示を求められた方は提示義務があるということになるといふうに思いま

限行使規定ではないということを前提にすれば、一般的の権限行使に關する法規によって権限行使する以外にないでしょ。と。そうした場合には強制処分に伴う場合は別にして、單に一般的な取り調べであります。

○猪熊重二君 だからそのような搜索、押収令状に基づくとか収容許可状に基づく場合は別にして、出頭要求といふものは任意処分であって、この任意処分を受けるか、受けないか――この任意処分というのは、取り調べあるいは出頭要求は、入国警備官が入管事務所に来いとかあるいは路上において登録証明書を見せると言つたって、見せないのに對して強制力を持つて見せることにはできないでしょ。と、こう申上げているんです。時間がないから簡単に答えてください。

○説明員(佐藤勲平君) 今申し上げたとおりに、外国人登録法十三条二項に「これを提示しなければならない。」と、提示を求める方の側での義務が定められておりまして、それ以上のものはございませんので、その限りにおいておっしゃるところにそういう強制処分がない限りは警職法に

とおりだと思います。

○猪熊重二君 結局、提示義務といつても、自分がまさに犯罪を犯すようなあるいは犯したと疑うに足りる相当な理由があつて、自分自身に強制処分が来た場合、だったらそれに付隨して提示義務に基づいて提示をせにやならないけれども、自分のところにそういう強制処分がない限りは警職法に基づいてあれ、あるいは入管法に基づいてあれ、持つていて、持つてないは答える必要がない。いわんやそれを提示せにやならない必要はないといふことになつてくると私は思つてます。もしもこの解釈が違つていたら、また後で教えてもらいます。

法務大臣に最後にお伺いしたい。私がこんなことをなぜ申し上げるかといふと、携帯義務というの

のは提示義務の前提なんです。それで、提示義務自分が今のように憲法に基づく所持品検査されないという権利に基づいて、警察官に對してであれ、あるいは入国警備官に對してであれ、好き勝手にボケットを搜されることもなければ提示しないやならぬこともないわけなんです。そうすれ

ば、携帯しているか、していないかなんということとはほとんどわけのわからぬことです。ということは、要するに提示を求められる可能性があるような状況でなければ携帯する必要はないと私は考えるんです。

そこで、要するに日常生活の範囲においては、特に悪いことをしない限り日常的日常生活の範囲、例えば近所へ行くとか通常の形で学校へ通つ

○委員長(三木忠雄君) 猪熊君、簡単に。

○國務大臣(遠藤要君) 昨日、矢田部委員また安  
いうことでもござります。

さに免訴になるということは法解釈上明らかになりましたが、そういうことにならないためにこの

先ほど申しました十三条二項で、「提示しなければならない」というのが提示を受けた者に係る義務規定であります。それに応じなければ外登法の十八条の七号によりまして提示拒否罪がその場で成立するということ

含めて、本当にならば一遍押捺しているんだから、もう一遍やれと言われ、それが拒否したというふうにとで処罰を受ける、そういうことは基本的にならないはずなんですね。そういう関係で、今押捺を拒否している人たちに対しても今は今後も

して、仮に経過措置が置かなければ、「犯罪後の法令により刑が廃止されたとき」ということになるわけでございます。また、経過措置が置かれますと、廃止されたときには当たらない、こういうことになるわけであります。

○**田務大臣**(遠藤謹君) 先生の御指摘は、わからぬことはないんですけども、このあれでは携帯義務を義務づけておるわけでござりますので、その点御理解をちょうだいいたしたいと思います。

またなぜせき帯をするかといえば本人の身分証明でもある。こういうふうな点で、ぜひともその点はひとつ御理解をちょうだいいたしたいと

○説明員(国枝英郎君) 外国人登録法第十三条第一項に基づきます提示要求の前提となります職務権限、これは先ほど来申しありますように、警職法第二条は一つの例としてあるわけでございますが、この提示要求のもととなる権限は、強制にわたる権限か、あるいは任意にわたる権限かについて差はないところでございます。

なお、ただいま先生御指摘の「フレルで外登記の提示」を求めた云々ということにつきましては、昨日も御答弁いたしましたとおり、仮にそれが事

○説明員(佐藤勲平君) 一加神足をせよ。ただおれ  
がや。

する国の対応は处置としうる点から考えて△後は△うなりますか。

ますね。だから、経緯を置いて本題の定めがなされたならば、今大臣が前向きに検討したいとおっしゃつた。そういう人たちには、これは仮に裁判ということになつても、刑が廃止されたことに相当して本來年訴される、そういうことではないでしょうか。

○政府委員(岡村泰基君)　限時法という問題がつあるわけでございますが、それは別といたしま

でござります。したがつて和とをか取つてやう  
いりますのは行政上の措置でございます。そのよ  
うな措置として先生の御頭念にあるのは、恐らく  
再入国許可の問題であるとかあるいは在留規制の  
問題であろうかと思ひます。その点につきまして  
は今後の法施行後の情勢を見きわめる必要もござ  
いますけれども、基本的には評価が変わり得るよ

法務大臣に、このおもいしたてらは外語を曰ひするものではないと繰り返しあつしやいました。そしてまた、そのためにも法律の運用に当たつては合理的な、彈力的な運用に心がけるべきだといふこともおっしゃいました。そこで、処罰を目的としている法律でない、重罰を科す、そういうう圖はないということに関連をして一つ聞きたいのですが、現在、指紋押捺制度そのものに反対をして、自分は押捺をしないと言つて拒否している人々は約千人近くいるという数字が委員会でも答弁されておりますが、こういう人たちに対

○橋本敦君　刑事局長、刑訴法の三百三十七条  
考えてみますと、「犯罪後の法令により刑が廃止  
されたとき。」は「判決で免訴の言渡をしなければ  
ばならない。」これははつきりこう書いてあつて  
るわけでござりますので、私としてこれは大き  
い検討課題だと、指紋の押捺は一回限りだといふ  
とを私は強調していると、それを一度は押され  
いるということになりますると、その後拒否さざ  
ういるということに対しても前向きで検討したい  
こう考えております。

したがつて、そういう意味では、今後の問題については、大臣がおっしゃるような法案成立後の前向きの検討について、これは入管局長も大臣弁を受けてとめてそういう方向で検討されることへの御答弁いただけますか。

○政府委員(小林俊一君) 附則の御指摘の条項は罰則の適用の問題でございますので、入管当局が行政上処理している問題の枠内には入らないわけ

○説明員(国枝英郎君) 外国人登録法第十三条第一項に基づきます提示要求の前提となります職務権限、これは先ほど来申しありますように、警職法第二条は一つの例としてあるわけでございますが、この提示要求のもととなる権限は、強制にわたる権限か、あるいは任意にわたる権限かについては差はないところでございます。

なお、ただいま先生御指摘の「フレルで外登記の提示」を求めた云々ということにつきましては、昨日も御答弁いたしましたとおり、仮にそれが事

○説明員(佐藤勲平君) 一加神足をせよ。ただおれ  
がや。

する国の対応は处置としうる点から考えて△後は△うなりますか。

ますね。だから、経緯を置いて本題の定めがなされたならば、今大臣が前向きに検討したいとおっしゃつた。そういう人たちには、これは仮に裁判ということになつても、刑が廃止されたことに相当して本來年訴される、そういうことではないでしょうか。

○政府委員(岡村泰基君)　限時法という問題がつあるわけでございますが、それは別といたしま

でござります。したがつて和とをか取つてやうにいたしまして、今後は行政上の措置でございます。そのよろづやうな措置として先生の御頭念にあるのは、恐らく再入國許可の問題であるとかあるいは在留規制の問題であろうかと思ひます。その点につきましては今後の法施行後の情勢を見きわめる必要もござりますけれども、基本的には評価が変わり得るところです。

○橋本執事 指紋押捺制度そのものを我が国としては廃止すべきであるという立場に立つて前回、前々回とも質問をしてまいりました。きょうは残されたわずかな時間でありますが、それに関連をして質問をさせていただきます。

どうよなことであつてもいかぬ。しかし、この法案は今先生御指摘のとおり、私が強調しているとおり、一度だけだということになります。と、一度は押しているということになります。と、私は改めてこの法案成立後に検討しようと、こう、うやうやしくおきることをうよ二三

大臣の前向きに検討するとおっしゃる答弁があつたのでそれはそれとして了承しますが、そういう大臣の答弁がもしなければ、この経過措置はまさに処罰を維持継続するためだけの経過措置だといふことになりますよ。二つ、もう問題がある

○委員長(三木忠雄君) 猪熊君、簡単に。  
○猪熊重二君 あなた、それ間違っている。提示義務があつて提示しなければ、それによる处罚があるのは当たり前なんです。私が言つているのは、提示義務があるかと言つたときに答える義務はない、いわんや所持品検査をされることもない。それなのに、何が提示義務の違反です。ちょっとこれはおかしい。まあ、時間がないからやめておきますけれども。

國務大臣(遠藤要君) 永委員のお尋ねに対してお答えを申し上げておきます。本法案が成立後に、一度指紋の押捺をされていて、その後拒否されている人たちに対してどういったような方途を講じるかということなんだと思いますが、国の制度に対して理解され、その都度指紋に御協力を願つてあるのは御承知のとおりで、正直者がばかを見

さに免訴になるということは法解釈上明らかになりましたが、そういうことにならないためにこの法案はわざわざ実は経過措置を設けているわけですね。つまり、この経過措置を設けているということのは、法令によつて犯罪後刑が廃止されたということで、今押捺拒否している人たち全部が基本的には刑罰の制裁の対象から除外される、当然免訴を受けるということにならないようにして、刑罰の対象として依然として国としては把握しますよということ以外にこの経過措置の意味はない。つ

いうことは私どもも承知いたしております。

○政府委員(岡村泰孝君) 今回の改正の趣旨が原則として指紋の押捺は一回にするということであるわけございまして、それが法の改正の趣旨であることは事実でございます。しかしまだ、一方におきまして経過措置が設けられてまして、従前の行為につきましては「罰則の適用については、なお従前の例による」ということにされたのも法の趣旨であるわけでございます。この両者を踏まえまして検察といたしましては適切に処理をいたすものと思っております。

○橋本敦君 両者を踏まえてと、それは法律がそうなっているからそうなんですが、大臣が今御答弁なさったようなそういう方向も踏まえてもらわないといけないので聞いています。局長を見て答弁を求めるようですが、大臣がおっしゃったまさに慎重に今後前向きに検討するという大臣の御意向は、局長がおっしゃった答弁の中にそれは当然含まれていなきや何のために大臣答弁があつたかわからぬですが、その点どうですか。

○政府委員(岡村泰孝君) 先ほど来私が申し上げたとおりでございまして、大臣は法改正の趣旨とそれを踏まえてと、それは法律がそうなっているものを御指摘になつたわけでございます。一方、経過措置が設けられたというと、これも紛れもない事実であるわけでございます。これを無視するわけにもまいらないわけでございます。その辺のところは検察といたしましても適切に対処するということになるかと思ひます。

○橋本敦君 大臣は経過措置があることを踏ました上で答弁されているんですよ。まあいいです。だから、基本的に私が質問した趣旨は了解をされたものと思ひます。

それで、もう何度もこの委員会で議論はされたんですが、外国人登録法、指紋押捺制度も含めてこの法そのものが、外国人である皆さんに対する治安対策の管理法あるいは刑罰の網の目で威嚇をしながらそれを抑止力として管理をしていくという、そういう管理法という性格を基本的にぬぐい切れない問題をたくさん持っているということが

指摘されたわけですが、その最たるもののがこの委員会でもしばしば議論をされた常時携帯ということですね。

それで、私は寡聞にしてよく知らないので伺うんですが、何かを常時携帯していないと刑罰に処せられるというようなそういう法律は、この外国人登録法の十三条以外にこれに類するような法の定めというのはどこにあるんでしょうか。刑事局長、私知らないので聞くんですが、どうでしょ

うか。

○政府委員(岡村泰孝君) 例えば、銃砲刀剣類所持等取締法には、「銃砲又は刀剣類を携帯し、又は運搬する者は、「許可証又は登録証を常に携帯していなければならぬ。」というような規定があるわけです。

○橋本敦君 それは、運転免許証も同じでしょ。運転するときでしょ。銃砲刀剣のは銃砲刀剣を持してそれを使ふときでしょ。私が言うのは、常時何かを携帯しなきや処罰されるぞといふような、こんな法の構造がほかにあるでしょうかと、こういう質問ですが、ちょっと御答弁の性質が違うんじゃないでしょうか。

○政府委員(岡村泰孝君) 旅券については一般的に携帯義務があるようでございます。そのほかに、私は、私今承知している限りにおきましては一般的にということはないかと思います。一定の業務なりなんなりに従事する場合という場合はあるよう

に思います。

○橋本敦君 旅券は、旅券をもらって旅行する間ということですから、これもちよつと違う。だから、この外登法十三条のような常時携帯義務を課して、しかも刑罰の威嚇をもつて強制しているという法は本当にこれしかない希有な法だと。

そこで、刑事局長ね、この十三条によれば、外国人は登録証明書を「常にこれを携帯していかなければならない」と、こう書いてあります。法律の構成要件の解釈としてお聞きをするわけですが、まず大臣、法律家としてじやなくて、「常に」とこう言つているこの「常に」というのははどういう

ように常識的に大臣お考えになりますか。

○国務大臣(遠藤要君) 「常に」ということは常時である、こう理解をしております。

○橋本敦君 なるほどそうですね。常時ですね。當時というのは、家の中にいても外にいても寝ていても四六時中と、こういう意味で普通は解釈される日本語じゃないでしょうか。大臣、どうでしょ

う、日本語として。

○國務大臣(遠藤要君) そのとおりだと思います。

○橋本敦君 十三条は、今度は構成要件論としてこれを法的に解釈すると、刑事局長、この「常に」というのは刑事局長としてはどういうように御解釈になりますか。

○政府委員(岡村泰孝君) 「常に」ということは、これは常時ということではあります、「携帯」ということは、要するに提示を求められたときに直ちに御解釈になります。

○政府委員(岡村泰孝君) 「常に」ということは、これは常時ということではありませんが、「携帯」ということは、要するに提示を求められたときに直ちに御解釈になります。

○橋本敦君 これが常時の所持が必要である、こうしたことになるわけでございます。

○橋本敦君 いつ提示を求められるか求められる者はわからぬのですから、おっしゃるようになつきますね。いつ提示を求められるかわかつておればそのときに持つていればいいんでしよう、あなたの解釈では。しかし、いつ求められるかわからない。また、求めの方は限定的じやなくて職務についてでも求められるという仕組みが十三項にあるわけですから、結局は四六時中常に求められる可能性がある、それにすぐ対応できないように四六時中持つておきなさい、これが法の構成要件としての解釈と、こうなるわけですか。

○政府委員(岡村泰孝君) 一般的に申し上げますと、そういうことになるわけでございます。これが法の構成要件としての解釈と、こうなるわけですか。

○橋本敦君 そうしますと、この十三条といふ法の規定は、法そのものを常識的に、そしてまた法

律的に構成要件的に解釈すれば、何の例外もなし

に家中でも、散歩であろうが買い物であろうが旅行であろうが、とにかく四六時中携帯しておかなければならない。こういうことになつて何の例外

的処置もない。そういうようなことはこれは酷に過ぎる、社会的生활上合理的でないから、だからつい買い物に行くとか錢湯に行くとか、そういう

場合は適用しないようにしようというようなことは、法の運用として全く捜査官の判断の裁量にからされていることになるんですか。法の解釈が

らは出てこないです。

○政府委員(岡村泰孝君) 例えば、家中にありますときに常にボケットに入れておかなければいけないとか、そういうことではないだらうと思いま

す。家中にありますときは、提示を求められれば直ちに提示できるよう範囲に所持すればいいということであらうかと思います。外出いたし

ます場合は、一般的に申しますとやはり直ちに提示できるためには身につけておくということにならうかと思います。

○橋本敦君 この委員会でも、处罚を目的とするんじやないんだよ、重罰を科さんじやないんだよ

という議論から彈力的運用がなされて、警察庁も答弁をしておりますが、おふろに行くとか近くに

買い物に行くとか、そんなところまで常時携帯義務を強要して、携帯していなきからといってそれ

で厳重に处罚するようなことはしませんよと何遍も言つてゐるんですけど、答弁はそうでしよう。そ

う言つてゐるんですけど、そういう处置は法の解釈からは全然出てこないでしよう。そういう处置をと

るということは、法の解釈からいえば携帯義務は常時なんですから。

そういうような彈力的運用というのは、なぜそ

答えてください。

○國務大臣(遠藤要君) 今、橋本先生の御指摘のとおり、法の解釈では常時ということはそのとおりだらうと私も感じており、そのような点で、前々の法務大臣が国家公安委員長に対して運用の面でと、弾力的なという言葉で、自分たちで立法をしておいて、今度は警察庁、国家公安委員長に対してもこれを弾力的というような要請をすることはちよつと私自身として割り切れないし、また検察なり警察に対して大変何となく考えさせられる点があります。

きのうですか、関委員のおっしゃるよう、ブルに入つていてとても携帯していられません。ふろに入つていて携帯していられるわけがない。しかし、そういうような点を一々この点は削除といふわけにもいかない立法だつた。そういうような点で運用面において、特にこれは处罚を対象としておるのではなく、義務づけることを指導している。そういうような面においての处罚規定だと私は理解をしております。

そういうような点で、法務省は勝手じゃないか、勝手に处罚規定をつくつて運用の面においてというおしかりを受ける場合もあり得ると思います。余り細かくなつてまた警察なり検察の方がうんというようなことにならないように、刺激をしないで、運用の拡大にひとつ協力を願うようにお願いしたい。こう思つております。

○説明員(国枝英郎君) 一点だけ申し上げますのが、近所の場合に携帯義務がないという取り扱いをいたしますという答弁はいたしておりません。事件処理におきまして、たまたま近所に買い物に行かれるような場合で登録証明書を忘れたといふ場合においては必ずしも事件処理をしなくてもいい場合があろうというふうに答弁いたしておりますので、念のために申し上げま

す。

そういうよう、弾力的に運用しなきや法の存在を合理的に説明できないという法そのものに欠陥がありますよというのが私の質問の趣旨なんですよ。いいですか、まあいいですよ。

そこで、警察庁がそうおっしゃるなら伺いますけれども、東京の管内では五百メートルの銭湯

に、買い物に行くのによつと家から出でていってその間不携帯だということで、たまたまそれがわかったけれども、それで立件するとかなんとかいふことなしに、そういう日常的な行為はよろしい

ところでは処せられないというばらつきが起ります。

○橋本敦君 やはりそうでしょう。だから、警察官の手かげん一つとは言いませんが、ケース・バイ・ケースの判断いかんによつて、あるところで

ある人は同じような状況の中でこの十三条の第一項違反で罰金にも処せられるかもしれないが、ある

ところでは処せられないというばらつきが起ります。

○橋本敦君 やはりそうでしょう。だから、警察官の手かげん一つとは言いませんが、ケース・バイ・ケースの判断いかんによつて、あるところで

ある人は同じような状況の中でこの十三条の第一項違反で罰金にも処せられるかもしれないが、ある

ところでは処せられないというばらつきが起ります。

○橋本敦君 そう、事件処理という、つまり運用

において刑罰を必ず科すということになるわけ

なんじやないということを答弁されているわけでしょ、それでいいんですよ。

総合的に判断して処理することになるわけでござります。したがいまして、個々の事案ごとにいか

に處理するかという判断をすることになるわけ

ございまして、先生御指摘のように、全国的に統一した運用基準を示すということは困難でござ

ります。

○橋本敦君 やはりそうでしょう。だから、警察官の手かげん一つとは言いませんが、ケース・バイ・ケースの判断いかんによつて、あるところで

ある人は同じような状況の中でこの十三条の第一項違反で罰金にも処せられるかもしれないが、ある

ところでは処せられないというばらつきが起ります。

○橋本敦君 やはりそうでしょう。だから、警察官の手かげん一つとは言いませんが、ケース・バイ・ケースの判断いかんによつて、あるところで

ある人は同じような状況の中でこの十三条の第一項違反で罰金にも処せられるかもしれないが、ある

ところでは処せられないというばらつきが起ります。

○橋本敦君 そう、事件処理という、つまり運用

において刑罰を必ず科すということになるわけ

なんじやないということを答弁されているわけでしょ、それでいいんですよ。

時中常に国家としてはその身分関係あるいは住居関係その他を即座に把握できるように監視の目を張りめぐらしておる、そういう管理体制、それ

がまさに保護法益だということなんですよ。だか

ら、これが一步超えますと、本当にこの規定は取

り締まり規定として人権侵害を含む大変なことに

なるんですよ。大体、登録証明書を四六時中常に

携帯しておきなさい、そのこと自体が、言つてみ

れば人権を侵害しておるんですよ。その上に、今

言つたようなそういう國家の考え方でやるとすれ

ば、実際の運用においてはよっぽど注意しない

と、あなたたちがおっしゃるようなきれいごとの

弾力的運用ということです。

○説明員(国枝英郎君) 制度そのものに関する御質問でござりますので、法務省の御答弁が適切か

と思いますが、警察庁への御質問でござりますの

は、警察官と実務関係者の指導書と言われている

違反態様と検査の要点」という本がある。この本

は、本です。この本がどういうようにつくられたかと

いいますと、この「はしがき」にも書いてあります

が、この研究会に集まる「会員のすべては、そ

れぞれの面で、直接実務に携つてゐるその道のペ

テランを網羅してゐる」。そして「第一線の捜査

に従事する検査官の捜査技術に重点を置いて研究

を進め、研究の成果については、まず会員の全体

会議に附し、疑問の点はさらに深く掘りさげて検

討した上、その道の権威にも意見を聞き、もつて

研究の万全を期してゐるのである。その第一回

の成果がすなわち本書であり、「ということでお

されてゐるんですね。

この本の中では、「登録証明書の不携帯」という

ことで百七十四ページ以下に書いてあるんです。

どう書いてあるかといいますと、不携帯は「不携

帶の現行犯として逮捕し検査することは少しも差

支えないばかりか、被疑者の登録証明書を確認す

るまでは釈放すべきでない」。いいですか、不携

帶は原則として逮捕して、その登録証明書を確認

するまでは釈放するなと言うんです。

なぜ、そういうことまで厳しくやるかとい

と、こう書いてあるんです。「検査の段階で不携

帶を重視するのは、不携帯事犯で調べてゐるうち

○説明員(国枝英郎君) 登録証明書の不携帯の取

り締まりにつきましては、從来から申し上げてお

りますとおり、場所的あるいは時間的な条件さら

つまり、外国人に対するいつどこであるうかと思いま

す。

○説明員(国枝英郎君) 何のために即時その場で確認をする

ことがありますね。

○政府委員(岡村泰孝君) 大体同じでございま

して、要するに許可を受けて在留いたしております

外国人の居住関係あるいは身分関係を即時的に確

認するということがその趣旨であるうかと思いま

す。

○橋本敦君 何のために即時その場で確認をする

ことがありますね。

○橋本敦君 何のために即時その場で確認をする

ことがありますね。



が、もし日本人がこれを忘れた場合、どうなるのでしょうか。

○説明員(黒木忠正君) 住民基本台帳法の規定によりまして、五千円以下の過料に処せられるということがあります。

○西川潔君 その場合と、この場合とのいわゆる違いといふんですか、その差は一体何なんでしょうか。

○政府委員(小林俊二君) その差は、一口で申し上げれば日本人の場合には、身分関係、居住関係の把握が十分に行われないということによって生ずる結果が外国人の場合とは大いに違ひ得るということであります。

○西川潔君 その場合と、この場合とのいわゆる違いといふんですか、その差は一体何なんでしょうか。

○政府委員(小林俊二君) その差は、一口で申し上げれば日本人の場合には、身分関係、居住関係の把握が十分に行われないということによって生

ずる結果が外国人の場合とは大いに違ひ得るといふことであります。

○西川潔君 その場合と、この場合とのいわゆる違いといふんですか、その差は一体何なんでしょうか。

○政府委員(小林俊二君) 外国人登録法の目的、登録制度の趣旨につきましては再々御説明申し上げたところでござりますけれども、外国人登録制度によつて作成される資料といふものは福祉関係、教育関係、税務関係、その他におきまして日本人の場合の住民基本台帳と同じ機能を果たしておられます。

○西川潔君 次に移らしていただきたいです。

昨日も質問させていただいたんですけども、十六歳からということでおこりますが、児童福祉法においては、すべての、「児童が心身ともに健やかに生まれ、且つ、育成されるよう努めなければならぬ」、「すべて児童は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない」。そ

ういうことになりますと、この十六歳からの子供たちは、児童福祉法の第四条の第三にあるんですが、小学校の就学から満十八歳に達するまでの者は少

年と、こうあるんですが、すべての子供たちが平等ではなくなるわけですが、この部分を、人の子の親として、僕も自分の子供が、例えば十六歳である日突然指紋を押してこいということで、自分の立場に置きかえて子供にはなかなかこれは言えるものではないと思ひます。そしてまた児童福祉法においてもすべての子供は平等であるという意味においては、どういうふうに説明を聞いたらよろしくございましょうか。

○政府委員(小林俊二君) 指紋押捺義務発生年齢につきましては種々議論のあつたところでございますが、既にお答え申し上げたこともござります

ように、何歳が最も適当かということについての決定的な議論といふものはございません。世界的にこれをべつ見いたしましても、一歳から二十一歳といふことで非常に多岐にわたつておるわけでございます。五十七年に十四歳から十六歳に引き上げるということにも種々国会においての議論が行われました。しかしながら、十四歳よりは十六歳の方がいいという御判断のもとで改正が行われたわけでございます。したがいまして、十六歳といふ年齢にかかる議論といふのは、それは社会的に独立した行動をとることが多くなる、あるいは女子の場合には親の許しがあれば結婚ができる、あるいは二輪車の免許証を取ることもできるといったようなことがございまして、十六歳があつ十四歳よりはいいのではないかという結論に達したわけでございます。

○西川潔君 今、局長のお話を伺いましたよく理解はできるんですけども、本当に十六歳と二十歳と多感な年でありますし、生意気なことをする所から、また子供っぽいことをするといつまでも子供じゃない、大人と言われ、これ本当に難しい年ごろでございます。僕も、うどそこの子供がいるんですけども、自分の子供が、そしてまたさつきの児童福祉法じゃございませんが、それではすべての子供が同じ水準で幸せにしてもらわないといけないということとは少し違つてくると思うんです。

○西川潔君 韓国、朝鮮の子供たち、中国の子供たち、いわゆる登録しなければいけない子供たちはこの日本

の国ではそういう意味においては不幸せに生活をしろ、日本人の子供は平和で幸せな生活を営める

うに、この問題については決定的な結論と、あるいは議論といふものはございませんけれども、現在のところそうした審議を経て十六歳といふのが

適当であるということになつてゐるわけでござります。

しかしながら、先生の御指摘になるような議論の余地といふものは常に存在するわけでございまして、したがつてこの問題についての結論といふ

のは、そうちした登録の対象となる人々の立場が一方あり、一方において行政の必要といふことがあるわけでございまして、その間にぎりぎりの妥当なラインを求めていくしかないということでございまして、現在の制度もそうちぎりぎりの妥協

の産物でござりますから、一方だけの立場に立てばそれは不合理である、不当であるということともあり得るわけでござりますけれども、その妥当なバランスといふものはどこにあるかという観点から考えますと、一方の立場だけに立つて、これが

適当ではないという議論で終わらせるわけにもいきません。もちろん情勢が悪化するという可能性を一概に否定もできませんけれども、現在の状況がさらに改善していくという期待を持つ余地もまたあるわけでございまして、そうちした客觀情勢の変動に応じてまたその新しい議論が行われるという余地までも否定するつもりは毛頭ございません。

○西川潔君 それでは次に移らしていただきま

す。昨日もお願いをしたんですけども、NHKのコンクールに優勝した少年のお話、一度指紋押捺拒否すると外国に出ると再入国ができない。肉親にも会えない、危篤状態にも病氣の兄弟にも

と。この部分をもう一度局長にお願いしたいんですけども、これは決して悪い前例になるとはございませんが、これは決して悪い前例になるとは思ひません。我々日本人の気持ちから言いまして

思ひません。親にも会えない、危篤状態にも病氣の兄弟にも

思ひません。親にも会えない、危篤状態にも病氣の兄弟にも

思ひません。親にも会えない、危篤状態にも病氣の兄弟にも

思ひません。親にも会えない、危篤状態にも病氣の兄弟にも

思ひません。親にも会えない、危篤状態にも病氣の兄弟にも

思ひません。親にも会えない、危篤状態にも病氣の兄弟にも

思ひません。親にも会えない、危篤状態にも病氣の兄弟にも

思ひません。親にも会えない、危篤状態にも病氣の兄弟にも

たことはございません。しかしながら、それ以下のレベルにおいてこの問題について種々部内で議論されたという事実はござります。先ほど申しましたように、この点については議論の余地はござ

いたがつて、これが将来さらに修正される可能

性云々となりますと、先ほども申し上げた二つの視点の一方、すなわち行政上の目的を取り巻く諸状況によつて左右されるということになると思

います。もちろん情勢が悪化するという可能性を一概に否定もできませんけれども、現在の状況がさ

ら改善していくという期待を持つ余地もまたあるわけでございまして、そうちした客觀情勢の変動に応じてまたその新しい議論が行われるという余地までも否定するつもりは毛頭ございません。

○西川潔君 それでは次に移らしていただきま

す。昨日もお願いをしたんですけども、NHKのコンクールに優勝した少年のお話、一度指紋押捺拒否すると外国に出ると再入国ができない。肉

親にも会えない、危篤状態にも病氣の兄弟にも

思ひません。親にも会えない、危篤状態にも病氣の兄弟にも

思ひません。親にも会えない、危篤状態にも病氣の兄弟にも

思ひません。親にも会えない、危篤状態にも病氣の兄弟にも

思ひません。親にも会えない、危篤状態にも病氣の兄弟にも

思ひません。親にも会えない、危篤状態にも病氣の兄弟にも

思ひません。親にも会えない、危篤状態にも病氣の兄弟にも

思ひません。親にも会えない、危篤状態にも病氣の兄弟にも

思ひません。親にも会えない、危篤状態にも病氣の兄弟にも

うと思います。政府当局といたしましては、法秩序の維持という観点から、そうした意図的な行為についてはこれを容認するといった態度をとり得ないということを御理解いただきたいのであります。

ると、したがつて自分の存在というものをもつと認識してもらうために指紋の押捺を拒否したんだというのがその青年の説明なんです。この説明について私としては十分まだ理解したとは言い得ません。なかなか難しい心情があるというふうに考えます。しかしながら、そういう説明が行われたということは、こういう指紋押捺拒否ということの背後にも複雑な事情、心理というものが存在するということは理解したということでございま

年の話を聞いておりましても甚だ複雑でございまして、單に指紋制度が不合理であるとか侮辱であるとかいったようなことで拒否をしたようではないんですね。その青年の話によりますと、今までその青年は差別による苦痛といったものを感じたことは一度もないんだということを言つておりました。

のときに自分は意を決してそれまでの日本名を捨てて韓国名を名のることにしたと。それはつまり自分にとっては大変な決断だった、決心だったというわけでございます。それを級友に明らかにしたこところが、級友の反応は全くなかつた。要するに、韓国名を名のことによってそれ以前と全く対応ぶりが違うことはなかつたと言えんです。ですから、それは非常に結構なことじゃないかと、要するにあなたの級友たちは、あなたが韓国人だからどうである、日本人だからどうであるというのじやなくて、あなたという個人を相手としてそれでつき合ってきたということがそれでわかつたんじやないかと、それは非常に結構なことじやないかと言いましたら、その青年が言うには、実は何にも反感がなかつたということが自分にあっては大変な不満なんだと言うわけです。

要するに、自分の存在ということを十分に認識してもらっていないということに自分の不満があ

大臣としても最後の御答弁になると思ひます。僕も最後にこうして質問をさせていただけることをうれしく思つておるんですが、今のお願いも含めまして、今後この指紋押捺制度、長い時間皆さんで審議してまいりましたが、総評を加えて大臣にひとつ御答弁をお願いいたします。

国会は参加させましたとして一年二ヶ月になる  
んですが、ここに参りまして本当に大臣という人  
の立場の力のあることにはびっくりしました。特  
に、遠藤大臣はあだんお話ししさせていただきまし  
ても人情味のある本当に優しい大臣であるとい  
うこととはよくわかります。しかし、ひとつ法律の  
お話をさせただきますと、ちょっと大臣の懐  
に入ろうかなと思うとびしゃっと雨戸を閉めてし  
まうというような部分も少し感じたようなときも  
あるんです。

ります。

私は、昨日、一昨日と各委員に対してお答えを申し上げて いる姿勢は変わっておりません。この法案は、私としては、外国人の方々としては、自分たちの希望は満たしておらぬけれども、何とかして一步ずつでも改善せしめたい、そして日本に

○西川潔君 どうもありがとうございました。  
長にもそれを要請し、警察当局にも法務大臣の持  
ちを反映していただきたい、こういうふうな  
えでおるとということを御理解願いたいと思  
います。

○委員長(三木忠雄君) 他に御発言もなければ、本案についての質疑は終局したものと認めて御議ございませんか。

○委員長(三木忠雄君) 御異議ないと認めます  
それでは、これより討論に入ります。

○矢田部理君 私は、内閣提出に係る外国人登  
御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ  
います。

法の一部を改正する法律案につき、日本社会党代表して、反対の立場から討論をいたします。

このたびの改正第は一九二年の改正以来年ぶりのものであり、八六年のいわゆる一齊切かえを機に盛り上がった法改正を求める国内外

らの幅広い世論を受けて作成されたものであると考えられます。しかし、遺憾ながらこの改正案内容的に決して満足できるものではありません

在日外国人はもとより、幅広い日本国民が抜本正を求めておりますことは、地方議会における正要求決議の数が実際に一千八十二の多きに上つ

いことから明らかであります。これらの世は、一致して最小限在日外国人に課せられて、指紋の押捺制度を廃止すること、外国人登録証

書の常時携帯義務を廃止すること、刑事罰を廃すること、この三点を要求しているのであります。ところが、このたびの改正案では、これら

点の要求事項はたゞの一点たりとも実現しません。

とすることにあるとされています。しかし、指の押捺は一回であろうと数回であろうとその本は変わりません。問題は、在日外国人に指紋の捺を強制することにより、事实上犯罪的扱いをしてきたことなどどのような評価が与えられる

きであるかということであります。そもそも指紋の押捺制度撤廃を求めてきた人々は、指紋押捺をすること自体が人権侵害であることを主張してきたのでありますて、一回になったからといって人権侵害にならないわけではありません。

ましてや、今回の一回案は、一回押捺すれば生涯押捺しなくてもよいというわけではなく、その例外として取り直し規定によりいつ再押捺を求められるかわからないのであります。みずから信念に基づいて指紋押捺を拒否している人々は、指紋不押捺により刑事罰を科せられ、さらに再入国不許可など、法務大臣の裁量により不当な行政処分を受けるなど、事実上二重罰を科せられてきたのであります。このような事態をきちんと解決するためにも、指紋押捺制度の撤廃こそ今次改正案の主眼でなければならないのです。

によって管理されているということを理由とする旨答弁をしておりますが、しかし、このような特例が許されるとすれば、祖父の代から日本に定住し、日本語を解し、そしてまた日本人と同様の生活意識を持って住所も明確、職業もある、こういった朝鮮人の皆さんに対し指紋押捺を免除できない理由はないはずであります。

次に身分証明書の常時携帯義務についてであります。我が党はこういったことと身分証明書の携帯を強要させられること自体が屈辱的であり、人権侵害なのであります。我が党はこういったことに刑罰を科してまで強要するということは、憲法及び国際人権規約の精神に反するものと考えるを得ません。本法案は、指紋押捺の機会を原則的に一回としたことをもってかなり改善されたというのであります。しかしながら、指紋押捺制度そのものは何ら本質的に変わりがありませんし、また指紋押捺拒否者に対しては確認期間を短縮して、執拗に押捺を迫る仕組みを残し、またさらには、再押捺命令を出せる場合をも新たに設けるなど、決して改善されたといふべき内容とはなつていいのであります。

今回の改正によつても、今後指紋押捺を求められる若者の数は二十万を超えると言われておりますが、世界共通の人権思想の高まりが国際的潮流となつてきている中で、ますます強い反発が予想される事態もあり、この際政府は外国人、特に戦前強制的に日本に連行された朝鮮人とその子孫の皆さんに対しても、治安取り締まりの対象としている基本姿勢を根本的に改めて、今、日本国憲法あるいは国連憲章に定められた内外人平等の原則に立脚した公明正大な入管行政を確立すべきであります。

今次改正はこの観点からは極めて不十分なものであり、我が党は指紋押捺制度の廃止等、改めて強く要求して反対の討論とするものであります。

○委員長(三木忠雄君) 他に御意見もなければ、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員長(三木忠雄君) 御異議ないと認めます。

それでは、これより採決に入ります。

外国人登録法の一部を改正する法律案(第百八回国会閣法第六二号)に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

教育にも配慮し常識的かつ弾力的に行うこ

と。

三 旧法下における指紋押捺拒否者に対する行政上、刑事上の措置に関しては、法改正の趣旨及び具体的事情を勘案し、人道的立場に立った柔軟な対応を行うこと。

四 法執行に当たっては、関係地方自治団体の意見を十分に尊重すること。

右決議する。

以上でござります。

右意見を十分に尊重すること。

以上でございます。

は、お手元に配付の付託請願一覧表のとおりでございます。

これらの請願につきましては、理事会において協議の結果、第一二号治安維持法等による犠牲者に対する国家賠償に関する請願外百六十四件を保留することに意見が一致いたしました。

以上のとおり決定することに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員長(三木忠雄君) 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。

〔賛成者挙手〕

する請願

請願者 千葉県船橋市芝山七ノ四ノ一一

紹介議員 赤桐 操君  
山本和宏外千四百四十九名

この請願の趣旨は、第一二号と同じである。

第二二〇八号 昭和六十二年九月十四日受理

刑事施設法案反対に関する請願

請願者 東京都足立区東綾瀬三ノ一一ノ三  
四ノ一〇一 市原優外四名

紹介議員 橋本 敦君

この請願の趣旨は、第五五三号と同じである。

昭和六十二年十月三日印刷

昭和六十二年十月五日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局

E